

公共工事における元請業者の義務等

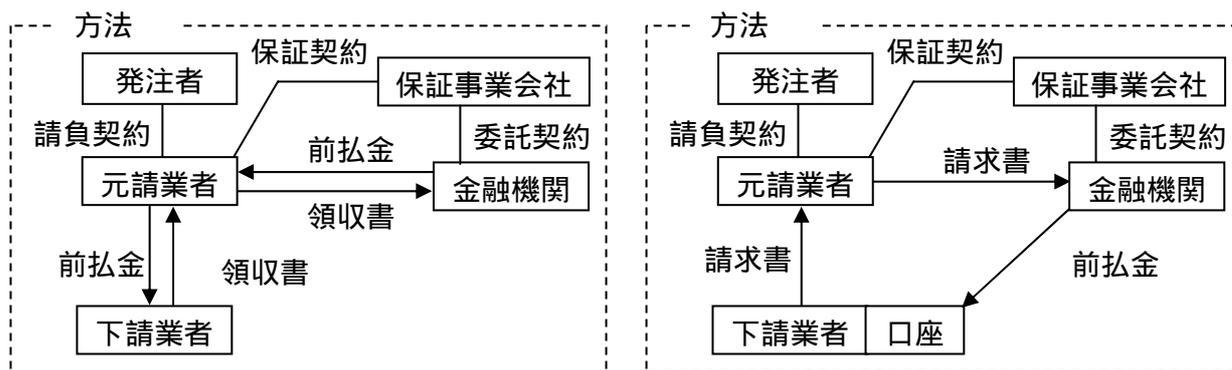
1 下請契約における代金支払いの適正化等について

下請契約の締結（建設業法第 18 条、19 条、19 条の 3、19 条の 4、20 条）

- ・建設工事開始前に、建設工事標準下請契約書（又はこれに準拠した契約書）で契約締結すること。
- ・下請代金の設定は、見積書の提出、双方の協議等の適正な手順によること。
- ・工事内容に変更が生じた場合は、適正な手順により変更契約すること。
- ・不当に低い請負代金による契約や不当な使用資材等の購入強制を行わないこと。

前払代金の支払い等（法第 24 条の 3 第 2 項）

- ・元請業者が前払金の支払いを受けたときは、下請業者に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。
- ・元請業者への前払金の支払いには、以下の 2 通りの方法があるが、元請業者が現金を用意しなくて良いこと、下請業者に直接前払金が渡ることなどの長所があることから、可能な限り「方法 1」を利用することが望ましい。



注）丸数字は順序を表す

代金支払期間の短縮（法第 24 条の 3 第 1 項、24 条の 5 第 1 項）

- ・出来高払や完了払を受けたときは、下請業者に対し、支払いを受けた日から 1 ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間で支払うこと。
- ・特定建設業者は、下請業者（特定建設業者及び資本金 4 千万円以上の法人を除く）の引渡申し出日から起算して 50 日以内で、かつ、できる限り短い期間で支払うこと。

現金払いの促進

- ・代金の支払いは、できる限り現金払いとし、手形と現金払いを併用するときは、現金の比率を高めるとともに、手形期間は 120 日以内で、できる限りその短縮に努めること。
- ・特に公共工事における支払いなど、元請業者が現金で支払いを受けたときは、下請業者に対してもできる限り現金で速やかに支払うよう努めること。
- ・少なくとも労務費相当は現金払いとすること。

特定建設業者の関係者保護（法第 24 条の 6、41 条第 3 項）

- ・建設工事の施工に当たっては、全ての下請業者が建設業法や労働者に関する法令等に違反しないよう、その指導・監督に努めること。

- ・元請業者は、下請業者の倒産等により、下請契約の関係者に不測の損害を与えることがないように十分配慮すること。

2 県内業者の活用について

下請や資材調達に当たっての契約は、本来当事者の自由な意思が尊重されますが、県内企業の育成等の観点から下記によることとしてください。

下請契約の相手は、できる限り県内業者としてください。

建設資材は、できる限り県内業者から購入してください。

下請や資材調達時において、自己の取引上の地位を利用し原価に満たないなどの不適切な価格での契約は行わないこと。

3 法令に基づく適正な施工体制の確保及び契約事項の遵守について

建設業法及び入札・契約適正化法に基づく適正な施工体制の確保、並びに契約事項について、その遵守を徹底すること。下記 ~ については、特に注意すること。

なお、法令違反や契約違反があったと認められた場合は、監督処分や指名停止措置を行うこととなる。

元請業者においては、発注者に対し、一部下請負申請を行うとともに、現場での施工体系図の掲示や施工体制台帳（一定規模以上の工事）の備え付けを徹底すること。

なお、施工体制台帳には、下請契約書等の添付が義務づけられている。

発注者の関知しないところで、独断で裏JVを組み共同施工した場合は、一括下請（丸投げ）に該当する可能性がある。

発注者の設計図書と工事施工現場が一致していなかったときは、元請業者は直ちに発注者に報告すること。

工事の実態のない請負契約は、経営事項審査申請の完成工事高に計上出来ません。

4 建設災害の防止について

建設労働災害や公衆災害の防止については、日頃から注意を喚起しているところですが、初歩的なミスや気の緩みから重大な死亡事故が発生している。

建設工事の施工に当たっては、今後、一層の安全確保のための適正な施工管理の徹底に努めること。

H21.3.(一部改正)

佐賀県県土づくり本部建設・技術課 建設業担当